

平成18年10月13日

茨城県立図書館長 千葉 正仁 殿

茨城県図書館協議会委員長 手塚 克彦

図書館における地域支援サービスの実施について（建議）

茨城県内の市町村立図書館は、平成18年4月には水戸市立見和図書館、5月には潮来市立図書館が開館した。また、10月には那珂市立図書館が開館することになっている。県立図書館が開館した平成13年3月と比較すると当時は44館であったが、今年度中には52館と8館が増加する。この様に県内の読書環境の整備は年々充実してきた。

図書館は、多様化・高度化する地域住民の要求や時代の進展・変化の伴う新たな社会の要請に対応し、地域や住民の課題解決を支援する役割を担っている。

文部科学省は今年4月に『これからの図書館像ー地域を支える情報拠点を目指してー（「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書）を公表し、これからの図書館の在り方について提言している。

誰もが読書に親しむ場としての図書館利用が広がる中、これから求められるのは地域や住民が必要とする情報を迅速・的確に提供することである。中でも仕事や子育て等は、地域住民の生活の中での様々な場面に役立つ情報提供であり、図書館はそれに応えられる力がある。

そこで、当協議会では平成17年度より、県立図書館の『地域支援サービスの実施』について協議を行ってきた。ここにその協議結果をまとめ、テーマの具現化と課題解決型図書館を目指し、今後、より一層積極的に県立図書館としての役割を発揮することを期待して、建議とするものである。

図書館における地域支援サービスの実施

1 地域支援サービスを実施する意義

- (1) 地域支援サービスとは、「ビジネスマン」「行政マン」「学校の教職員」「子育て中の親」「高齢者」等，仕事と生活上の課題を持つ地域の人々を対象としたサービスである。図書館はこれまで成人に対して，貸出・リクエスト・レファレンスサービスを行ってきたが，現状ではビジネスマン，行政マン等には図書館が仕事や生活に役立つところであることが理解されていない。そこでビジネス支援，行政支援，学校支援，子育て支援等を地域支援というカテゴリーでとらえ，サービスの体系化を行うことにより，地域の人々に，図書館は自分の仕事や生活に役立つことを理解してもらうべきである。
- (2) 行政の法律相談等，特化した窓口では特定の情報しか得られない。図書館は，あらゆる種類の情報を提供できる施設である。また，図書館は，すべての住民が気軽に利用でき，かつ利用者が主体的に情報を得ることが出来る施設でもあることから，この特性を活かした，地域支援サービスに取り組むべきである。

2 地域支援サービスの内容

(1) 全般

- ア 「仕事と生活に役立つ図書館」，「困った時は図書館へ」等のキャッチフレーズのもと，レファレンスサービスを核として地域支援サービスを推進する必要がある。
- イ 公的機関等の発行するパンフレット・チラシ・ポスター等を，広く集め，利用者の見えるところに提示したり，配布したりして，目に付きづらい情報の提供に努める必要がある。
- ウ 情報を入手する上で，多種多様な文献やウェブサイトを，関係機関が役に立つよう，これらを体系的に案内することが重要であり，パスファインダー（文献・情報案内）の作成が効果的である。
- エ 本県の地域特性に合わせたサービスの内容及び蔵書を検討する必要がある。

(2) 各種サービス

ア ビジネス支援サービス

- (ア) ビジネス支援は，たとえば地場産業について支援する場合，経営面だけでなく農林水産業，工業，商業，流通等，幅広い情報が必要になるため，一つの視点でとらえるのではなく，総合的に考える事が望ましい。
- (イ) 県民の就職について支援するため，県の就職支援センターと連携して就職に関するイベント等の情報や，様々な業種を紹介した資料等を提供していく必要がある。
- (ウ) 現在でも様々な団体や県庁各課等とのタイアップ事業が，地域の文化の振興や，読書活動の振興にもつながっている。今後更に多様な機関と連携することによって，相乗効果を引き出す必要がある。

イ 行政支援サービス

- (ア) 県庁各課等行政機関と連携し、政策立案の支援を行う必要がある。
例えば、情報提供等により観光事業に寄与した場合、県外から観光客を呼び本県の交流人口を増やし、地域活性化につながることになる。
- (イ) 行政支援サービスを行う際には、県庁全体を一度に対象にするのではなく、対象を特定の部・課等に絞り、集中して支援する方が効果的である。
- (ウ) 市町村における政策立案の支援についても、市町村立図書館と連携して、対応していく必要がある。

ウ 学校図書館支援サービス

- (ア) 国立国会図書館国際子ども図書館が行う「学校図書館セット貸出し」と同様な事業を、公共図書館と連携を図りながら、実施することが望ましい。
- (イ) 学校の教職員を対象とした図書館利用研修を充実させるとともに、読み聞かせ研修講座の日程を夏季休業期間中に設定するなど、同講座への参加の働きかけを教職員に行う必要がある。また、現在行われている図書館職員を対象にした研修にも、教職員の参加を検討する必要がある。

エ 健康・医療・介護情報サービス

- (ア) 健康・医療・介護について、コーナーを設置するほか、関係機関との連携を強化し、相談事業を実施する等の情報発信に努める必要がある。
- (イ) HIV感染、薬物等、人間の生命にかかわる問題については、特に情報を発信していく必要がある。

オ 子育て支援サービス等

- (ア) 子育て、食育のほか、余暇の活用、少子化社会等、地域の人々に密着したコーナーを設け、生活に関する情報を発信していく必要がある。
- (イ) 福祉関係機関等と連携し、講習会及び相談事業などの情報を発信していく必要がある。

3 地域支援サービスを行う体制

(1) 図書館内の体制

- ア 地域支援サービスを行うため、接客態度はもちろんのこと、レファレンスサービスや児童サービスに優れた職員を養成・確保する必要がある。
- イ 所謂2007年問題を視野に入れ、ボランティアの活用を検討する必要がある。

(2) 全県的な体制

- ア 地域支援サービスが県内で広く実施されるよう、県立図書館は市町村立図書館に対し情報を提供したり、事業をパッケージ化して県内巡回するなどの支援を強化する必要がある。